

高知県中山間地域活性化資金事務処理要領

高知県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年高知県規則第36号。以下「規則」という。）並びに高知県中山間地域活性化資金取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に基づく系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金（以下「中山間資金」という。）の借入申込み、貸付金の管理等その具体的な事務については、この事務処理要領により処理するものとし、中山間資金の円滑適正な運営を図るものとする。

第1 中山間資金の使途

中山間資金の使途については、取扱要綱第2の2に掲げる施設であるが、保健機能増進施設については、遊園地、ゲレンデスキー場、ゴルフ場、テニスコート（林業者が都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に規定する都市計画区域以外の森林内に設置するものを除く。）、フィットネス施設、ダイビング施設、マリーナ、ホテル、旅館、ショッピングセンター、ショッピングモール、学習塾、カルチャーセンター及びこれに準ずるものは含まないものとする。

第2 利子補給に関する取扱い

1 利子補給契約の締結

利子補給契約の締結を希望する融資機関は中山間資金の貸付けの当面の見込み（融資相手方、融資希望額、事業内容等）がわかる書類、融資機関の定款、融資機関の決算書類を添え県に申込みを行うものとする。

2 借入申込み

借入申込金額は、最低10万円以上とし、単位は、万円以上とする。

3 利子補給承認申請

取扱要綱第4の2の関係農林漁業団体の意見は、別記第1号様式による中山間地域活性化資金の借入れに関する意見書によることとし、利子補給申請は、原則として貸付実行予定日の20日前までに行うものとする。

4 利子補給承認

県は、3の利子補給承認申請書を受理したときは、申請内容を審査の上、利子補給の承認又は不承認の決定を行うものとする。承認の決定をしたときは、別記第2号様式による中山間地域活性化資金利子補給決定書（以下「決定書という。」）で当該融資機関に通知するとともに、関係市町村長にその写しを送付するものとする。また、不承認の決定をしたときは、理由を付してその旨融資機関に通知するものとする。

5 貸付実行

融資機関は、4により決定書の交付を受けたときは、貸付けの決定を行い、次の要領で処理するものとする。

（1）貸付の実行

ア 貸付実行

利子補給の決定を受けた融資機関は、指定された貸付実行日までに貸付けを実行するものとする。

イ 行政庁の許可等

中山間資金の借入申込みに当たっては、行政庁の許可、認可、免許等を必要とするものについては所定の手続を完了したうえで、資金の借入れを行うものとし、事業の遂行に支障をきたさないようにすること。また、中山間資金を借り入れようとするもののうち、環境衛生関係営業者が客に対して飲食料品の提供を行う施設を設置しようとするものは、借入手続を行うとともに、当該施設の設置予定地を所管する保健所において、食品営業に関する事前指導を受けるよう融資機関から指導を行うこととする。

ウ 借用証書

融資機関は、上記の貸付けに当たり、中山間地域活性化資金借用証書を徴するものとする（融資機関の所定様式で可。）。

エ 実行報告

貸付けを実行した融資機関は、別記第3号様式による中山間地域活性化資金貸付実行報告書に所要事項を記載の上、貸付実行後10日以内に県に提出するものとする。

なお、融資機関は、やむを得ない事由により指示された貸付実行日に

貸付けを行うことができなかつたもの等については、その理由を上記報告書の備考欄に記入し、県に報告しなければならない。

オ 事業完了期限

本資金を借り入れたものの貸付対象事業の完了期限は、事業計画書に記載されたとおりとする。

カ 完了延期願

借入者は、この要領に定める期限内に当該事業が完了しない場合は、別記第4号様式による中山間地域活性化資金事業完了延期願を当該融資機関を経由して県に提出し、原則として当初完了予定期限までにその承認を得なければならない。

(2) 資金管理

ア 貸付元帳の作成

貸付けを実行した融資機関は、中山間地域活性化資金貸付元帳等（様式は、融資機関の既製のもので可。）を作成し、貸付け及び償還状況等を明確にしなければならない。

なお、当該元帳等の記載に当たっては、次の事項を厳守しなければならない。

(ア) 利子補給承認番号（年度及び番号）、約定償還計画（県が承認した据置き期間、償還期限、約定償還金額）を明記すること。

(イ) 借用証書、貸付伝票、貸付金元帳、貸付実行報告書等に記入された貸付日、金額は、それぞれ一致しなければならない。

(ロ) 借入者からの利息徴収の計算は正確に明記しなければならない。

(ハ) 償還があつた場合には、償還日付、金額、残額等は、正確に明記しなければならない。

イ 経理上の留意事項

融資機関は、貸付実行の際、当該貸付金が貸付けの目的以外に使用されること等を防止するために常に経理上万全の処置を取らなければならない。

(ア) 貸付金は、他の貸付けと明確に区分するため、必ず貸付日付で借入者名義の別段貯金口座等（資金の払出しが比較的長期にわたる場合は

留保金口座も可。以下「別段口座」という。)へ全額振り替えるとともに、当該事業に要する自己資金についても、原則として当該口座に一旦振り込み、支出経理を行うものとする。

- (イ) 資金の払出しについては、別段貯金扱いをする結果、当該別段口座からそれぞれ払い出すこととなり、別段経理以外の方法により、直接資金の払出しをすることはできない。
- (ウ) 資金を別段口座から払い出す場合において、事業の出来高証明その他事業の実施状況を確認できるものについては、これを確認のうえ払い出すものとし、資金前渡を要するもので、事前に確認できないものについては、あらかじめ要求額を払い出すこともやむを得ないものとするが、事業実施後直ちに支払証明書等により確認措置を講じなければならない。
- (エ) 資金の払出しの経過を明確化するため、その経過を明らかになるよう記録を作成することとし、納品明細書、請求書、領収書等の写しを、利子補給金の支払完了後5年間融資機関に整備保管することとする。
- (オ) 貸付対象事業は、事業完了期限内に完了するものとし、かつ、中山間資金の貸付けを受け事業を行なう主旨のものであることに充分留意し、特別の理由がある場合のほか、完了期限を経過して事業を実施するもの、長期にわたり別段口座に残金があるもの、資金の用途確認により目的外使用又は融資率を超えることとなったもの等については、その全部又は一部について速やかに繰上償還させるものとする。
- (カ) 次に掲げる用途に払い出したものについては、違法、不当等に該当する用途として利子補給は行われなから注意すること。
 - ① 事業の実施に直接関係ないものの購入又は経費に充当したもの
 - ② 各種積立金、引当金その他の経費に流用したもの
 - ③ 融資機関の旧債務の償還に流用したもの
 - ④ 定期貯金、普通貯金等各種名目の貯金等に振り替えたもの
 - ⑤ 取扱要綱に明示した融資率を超えて貸し付けたもの
 - ⑥ 規則に定められた利率を超えて貸し付けたもの
 - ⑦ 現金払出で、適正用途に使用されたことが確認できないもの

- ⑧ その他融資機関の主旨から見て、違法、不当又は不適正であると認める場合は、利子補給金の打切り及び返還の措置が講じられるので、その使途を十分審査の上、払い出すこと

6 利子補給対象承認条件等の変更

(1) 事業計画の変更

融資機関は、県の中山間資金の承認後又は貸付後において、借入申込書に記載されている事業計画等に変更を生じた場合には、借受者から別記第5号様式による中山間地域活性化資金事業計画等変更届を提出させることとする。ただし、事業計画の著しい変更の場合には、融資機関は遅滞なく県と協議の上、必要に応じ、別記第6号様式による中山間地域活性化資金事業計画変更承認申請書を提出し承認を受けるものとし、また、必要に応じ、繰上償還の手続を行うものとする。

(2) 弁済期限等の変更

中山間資金貸付後における中山間地域活性化資金利子補給契約書第5条の規定に基づく弁済期限等の変更は、別記第7号様式による中山間地域活性化資金利子補給条件変更承認申請書により県の承認を受けるものとする。ただし、規則又は取扱要綱の一部改正による利子補給率又は貸付利率の変更、災害等の事情による償還計画の変更及び借入れの全部又は一部辞退が生じる場合に限り認めることとし、別記第8号様式による中山間地域活性化資金利子補給条件変更承認書により通知することとする。

7 約定外償還の報告

融資機関は、中山間資金の借入者から、次の事項に該当する等の理由により当該資金の全部又は一部の繰上償還があった場合には、10日以内に別記第9号様式による中山間地域活性化資金約定外償還報告書を県に提出するものとする。

(1) 借入者が、自己の事情により自主的に繰上償還を行う場合

(2) この資金を借り入れた後において、国、県、市町村からの補助金の交付等を受けたため、その額に相当する額を繰上償還しなければならなくなった場合

(3) 融資機関における貸付事業の完了確認により、融資率超過、目的外流用

等の事実が判明した場合

(4) 国又は県の調査により、不当、不適正融資として指摘を受けた場合

(5) 融資を受けて取得造成した施設等を、やむを得ず償還完了までに処分した場合

8 約定償還方法等

(1) 償還方法

ア 中山間資金の償還方法は、毎年元金均等割賦償還とし、単位は最低千円、端数が生じた場合は、第1回の償還額で調整することとする。

イ 約定償還日は、毎年2回以内とし、5月31日及び11月30日とする。

ウ 据置期間及び償還期限は、貸付対象事業の収益性、取得施設等の耐用年数及び償還能力等を勘案し、妥当な期間を設定するものとする。

(2) 約定日処理結果報告

融資機関は、毎年約定償還日の処理結果について、別記第10号様式による中山間地域活性化資金約定償還日処理結果報告書により、約定償還日の20日後までに県に報告しなければならない。

第3 事業完了の確認

融資機関は、中山間資金の借入者に対し、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得完了後直ちに別記第11号様式による中山間地域活性化資金事業実施報告書を提出させ、当該事業の完了状況を確認のうえ、意見等を付すものとする。

なお、この報告書は、事業の実施を証する領収書等を添付した上、利子補給金の支払終了後5年間保存するものとし、県の調査の際提示しなければならない。

第4 加工流通施設整備資金の実績報告

1 融資機関は、加工流通施設整備資金の借入者から施設導入後3年目に別記第12号様式による中山間地域農林畜水産物等使用販売実績報告書（以下「使用販売実績報告書」という。）を提出させ、使用量又は販売量が事業実施後5年以内におおむね20パーセント以上増加することが確実であるか確認するとともに、事業実施後5年目に再度報告させておおむね20パーセント以上増加した

か確認するものとする。

- 2 融資機関は、5年目の報告においておおむね20パーセント以上増加していない場合には、その理由を明らかにするとともに、所要の指導を行なうものとし、5年目の実績について報告させるものとする。
- 3 融資機関は、1で提出された使用販売実績報告書の写しに関係書類を添えて、県に報告するものとする。

第5 資金融通に関する一般的留意事項

- 1 利子補給承認前に事業に着手したもの又は既に事業が完了したものは、融資の対象としないものとする。
- 2 生活環境整備資金については、国庫補助事業に係る補助残融資は行わないものとする。
- 3 同一融資対象種目については、他の制度資金と併せての貸付けは行わないものとする。